

地域手当、特地勤務手当及びへき地手当の見直しについて（案）

1 趣 旨

地域手当について、国との制度的均衡を図りつつ、都の実情に沿って見直しを行う。

このことに伴い、特地勤務手当及びへき地手当（以下「特地勤務手当等」という。）の併給調整について見直しを行う。

2 改正内容

- （1）地域手当の支給割合を別紙「地域手当の支給割合」のとおり改正する。
- （2）地域手当の異動保障措置を定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に適用する。
- （3）地域手当の異動保障措置又は新規採用職員特例が適用される場合は、特
地勤務手当等の月額から地域手当の月額に以下の減額割合を乗じた額を減
ずる。

	令和9年度	令和10年度以降
減額割合	100分の60	100分の76

3 実施時期

令和7年4月1日

ただし、上記2（2）の改正については、令和7年4月1日以降に異動する職員から適用する。

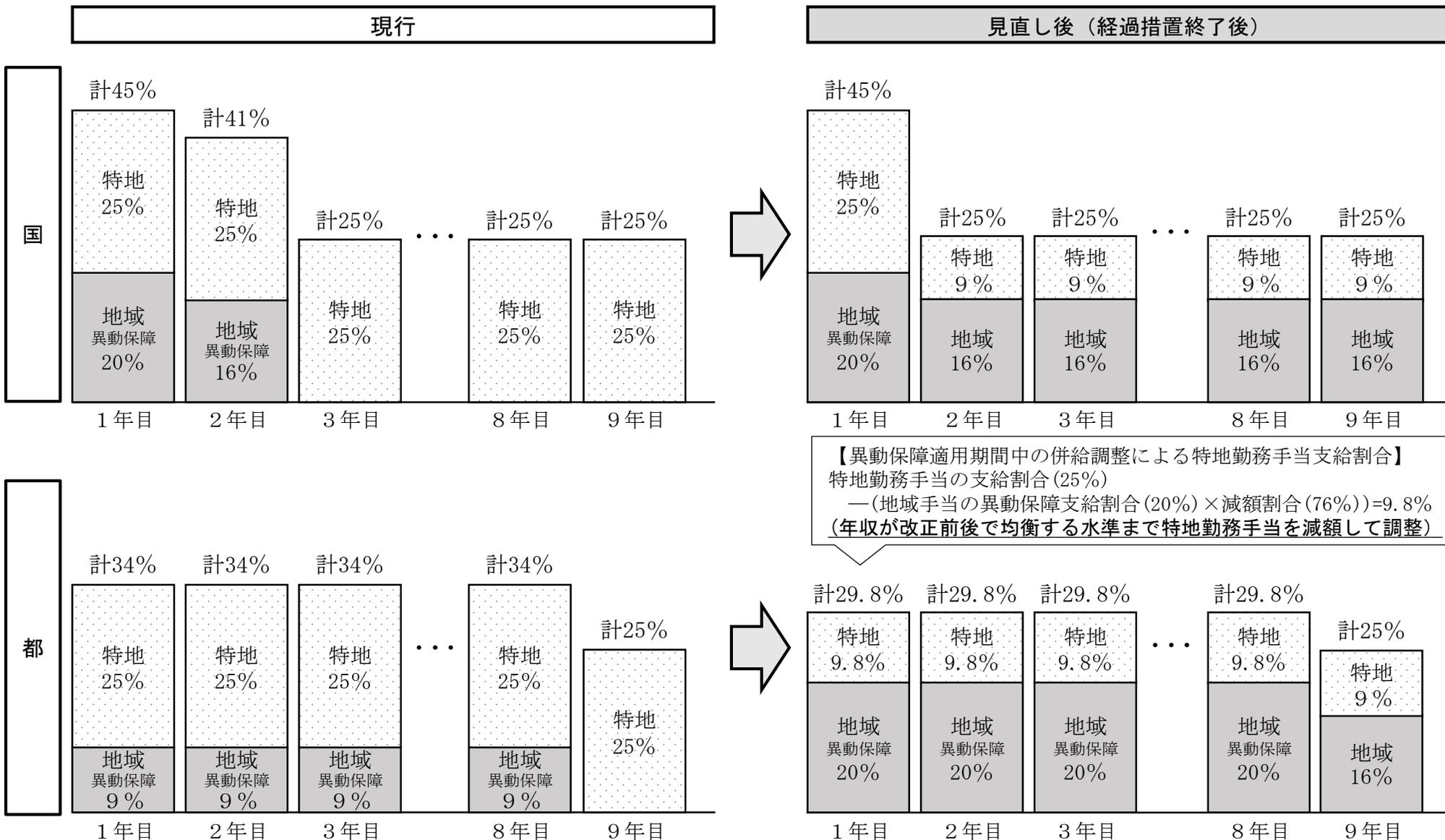
4 その他

本改正に伴い、関連する諸制度に影響がある場合、所要の見直しを検討する。

地域手当の支給割合

項 目	区 分	現 行	改 正 案			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降
公署の支給割合	区部・多摩公署	20%	現行のとおり			
	島しょ公署	<u>0%</u>	<u>4%</u>	<u>8%</u>	<u>12%</u>	<u>16%</u>
	都外公署	12%	現行のとおり			
異動保障措置の 支給割合	区部・多摩公署から 島しょ公署へ異動する職員	<u>9%</u>	現行のとおり		<u>16%</u>	<u>20%</u>
	区部・多摩公署から 都外公署へ異動する職員	20%	現行のとおり			
	都外公署から 島しょ公署へ異動する職員	<u>5.4%</u>	現行のとおり	<u>12%</u>	<u>廃止</u>	
	島しょ公署から 都外公署へ異動する職員	＝	—			<u>16%</u>
新規採用職員特例の 支給割合	新規採用直後から 島しょ公署で勤務する職員	<u>9%</u>	現行のとおり		<u>16%</u>	<u>20%</u>
	新規採用直後から 都外公署で勤務する職員	20%	現行のとおり			

地域手当に係る国の勧告内容と都の見直し（案）のイメージ



※ 区部で勤務する職員が小笠原に所在する公署に異動する場合の支給割合

※ 併給調整は特地勤務手当（へき地手当）の月額から地域手当の月額に相当する額を減じる制度であるが、便宜上割合で表示

※ 地域手当は特別給（期末手当・勤勉手当）の算定基礎（特地勤務手当及びへき地手当は算定基礎の対象外）